

目次

I 印紙税とは	4
契約書や領収書などに課税される税金	
II 何号文書となるかの判定ルール	6
課税物件表の文書に該当するかの判定が重要	
III 印紙税が課税される契約書とは	10
当事者間で契約の成立、更改、変更や補充の事実を 証明する目的でされる文書	
IV 印紙税の税務調査とは	14
課税文書への印紙税の不納付などが調べられる	
V 税務調査時の指摘パターン	16
ミスとなりがちな4つのパターンを確認	
VI 実際に調査で問題となったケースの原因と対策	
1 「覚書」と題する文書～予約契約書	18
本契約を締結する前に作成した予約契約書が課税文書となる	
2 不動産譲渡担保契約書～担保提供	20
不動産を譲渡担保に供する契約書が課税文書となる	
3 保証金の受入れのある建物の賃貸借契約書～消費貸借	22
不課税文書のはずの建物の賃貸借契約書が課税文書となる	
4 業務委託契約書～委任か請負か	24
不課税となる委任契約書と、課税となる請負契約書の判定	
5 機械設備の売買契約書～売買か請負か	26
不課税となる売買契約書と、課税となる請負契約書の判定	

6 注文書～差入文書に注意	28
単独作成の文書でも契約書に該当する	
7 原契約書の内容を変更する覚書～重要事項の変更	30
原契約の重要事項を変更する契約書は課税文書に該当する	
8 不動産売買契約変更契約書～変更契約書の記載金額	32
変更契約書の記載の仕方によっては 印紙税額が増加することがある	
9 受取金額の一部に売上代金を含む領収書～非課税の判定	34
売上代金とそれ以外の金額を領収した場合の取扱い	
10 領収書の記載金額～消費税額等の記載	36
消費税額等の金額の取扱い	
11 エレベーター保守契約書～継続的取引	38
請負契約書で契約金額（記載金額）が計算できない場合	
12 運送取引基本契約書～最低保証金額	40
予定金額、最低保証金額などが記載されている場合	
VII 印紙税額一覧表（簡易版）	42
一般の取引で日常的に使用される文書に絞った簡易版	
VIII 誤って収入印紙を貼付してしまった場合	44
収入印紙の額など間違っただけの場合の対応	

*本冊子の内容は、令和3年10月1日現在の法令等に依っています。